

## 捕獲した野生いのししの豚熱等感染状況調査業務実施要領

### 1 趣旨

この要領は、消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号。以下「実施要領」という。）の円滑な実施に必要な事項を定める。

### 2 概要

県は実施要領に基づく検査の実施にあたり、検査の推進のため、野生いのししの捕獲・採材・記録・検体送付に協力した者に対し、検査促進費を支払うとともに、委託業務契約により検体の適切な処理及び検査機関への送付等の業務を行う。

### 3 事業の内容

#### (1) 定義

本要領において、「捕獲者」とは、野生いのししを捕獲し、検査材料（血液）を採取し、捕獲状況を記録し、検査材料を業務受注者に送付し本事業の推進に協力した者をいう。

「業務受注者」とは、県が、検査材料の取扱いに係る業務及び資材の発送等に係る業務を委託した者をいう。

#### (2) 感染状況調査の流れ

ア 業務受注者は、事前に業務に必要な資材を購入し、捕獲者に対し送付する。

イ 捕獲者は、野生いのししを捕獲した場合、当該いのししを止め刺しし、検査材料（血液）を採取する。

ウ 捕獲者は、捕獲状況を記録した後、当該野生いのししの死体を適切に処理する。

エ 捕獲者は、野生いのししの捕獲時または採材後に業務受注者に連絡し、必要な事項（送付方法、消毒方法等）を調整し、検査材料及び検体個票（別紙様式第 1 号）等を業務受注者に送付する。

オ 業務受注者は、受け取った検査材料を消毒し、データを整理し、検査機関に送付する。

カ 捕獲者は、初回の捕獲時に口座振替依頼書（別紙様式第 2 号）及び捕獲報告書（別紙様式第 3 号）を広島県知事（以下「知事」という。）へ提出する。

また、2 回目以降は捕獲の毎に捕獲報告書（別紙様式第 3 号）を知事に提出する。

ただし、口座振込依頼者については、過去に本業務において、提出済みで、かつ、内容に変更がない場合の提出は不要とする。

キ 業務受注者は、別途契約書に定める様式を知事へ提出する。

(3) 事業完了時

知事は、(2)の力及びキの両方により、検査材料の送付を確認し、捕獲者に対し検査促進費を支払う。

4 実施期間

県が、当該業務に取り組む期間において実施する。

ただし、次の場合は実施期間中であっても本事業を中止するものとする。

- (1) 検査頭数が、各年度の検査上限頭数に達したとき
- (2) その他知事が中止すべきと判断する事項が生じたとき

5 経費等の負担

知事は、3に係る次の経費等を、事業予算の範囲内で負担する。

- (1) 捕獲者に対する検査促進費（野生いのしし1頭当たり6千円〔定額〕）
- (2) 業務受注者に対する委託業務契約で定められた経費

6 報告書等提出先

広島県農林水産局畜産課

7 守秘義務等

捕獲者及び業務受注者は、事業実施にあたり知り得た個人情報等を秘密にするとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月2日から施行する。



(別紙様式第2号)

口 座 振 込 依 頼 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

氏 名

広島県から私（当社）に支払われる，野生いのししの豚熱等感染状況調査業務に係る費用（検査促進費）については，次の金融機関の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名 :

支 店 名 :

預 金 種 目 :

口 座 番 号 :

(フリガナ)

口 座 名 義 :

(注1) 押印不要

(注2) 郵送，メール（PDF）又はファクシミリで広島県農林水産局畜産課へ提出すること。

(注3) 本調査において，広島県農林水産局畜産課にすでに提出済みで変更がない場合は，再度の提出は不要

(別紙様式第3号)

野生いのししの豚熱等感染状況調査業務

捕 獲 採 材 報 告 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

次のとおり実施したので、報告します。

住所

氏名

1 検査材料採取日	年 月 日
2 頭数	頭
3 捕獲場所	
4 業務受注者への発送日	年 月 日
5 材料採取後の死体処理方法	
6 " 死体処理日	年 月 日

(注1) 押印不要

(注2) 郵送、メール(PDF)又はファクシミリで広島県農林水産局畜産課へ提出すること。